

令和2年度「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」開催要領

1 ねらい

事業者が刈払機を使った草刈り作業を実施する場合には、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を実施するよう定められている（刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領 平成12年2月16日）。

障がい者福祉事業所において草刈り作業を実施する場合にも該当し、官公需等により草刈り作業を受託する際に安全衛生教育の修了証の提示を求められる場合もある。

このため、福祉事業所での草刈り作業の安全を確保するとともに、官公需等の草刈り作業の受注力アップや農福連携の取り組みを推進することを目的に講習会を開催する。

2 日 時 令和2年9月11日（金）9：30～16：30 （9：00～受付）

3 場 所 島根県立農林大学校農業研修館（大田市波根町970-1）

4 主 催 特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター

5 対象者 障がい者福祉事業所職員及び利用者等

定員24名（申し込み多数の場合は調整する。）

6 講 師 細木俊樹氏（元島根県農業試験場 農業機械科研究員）

矢野真吾氏（太陽の里事業課長）実技

7 内 容

（1）学科 5時間

- ① 刈払機に関する知識
- ② 刈払機を使用する作業に関する知識
- ③ 刈払機の点検及び整備に関する知識
- ④ 振動障害及びその予防に関する知識
- ⑤ 関係法令

（2）実技 1時間

- ① 刈払機の作業等

8 受講料 5,000円（テキスト代等）

9 服 装（実技）

作業服（袖締まりのよい長袖の上着、裾締まりのよい長ズボン）、長靴

ヘルメット、ゴーグルは主催者で準備するが、自家所有があれば持参すること

10 その他

（1）受講を希望する場合は、「参加申込書」を8月24日（月）までにセンターへ送付する。

（2）コロナウイルス感染防止のため、マスクを着用すること。

（3）受講修了者には「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」の規定に基づく修了証を発行する。なお、添付する顔写真は当日撮影する。

送付先

NPO法人 島根県障がい者就労事業振興センター あて

FAX 0852-67-2672

(TEL 0852-67-2671)

添書は不要です

令和2年度刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 参加申込書

所属施設名 :

申込代表者名 :

連絡先 (電話) :

職 名	氏 名	生年月日	弁当 希望の 有無
		住 所	
		昭和 平成 年 月 日	有
		〒 -	無

		昭和 平成 年 月 日	有
		〒 -	無
		昭和 平成 年 月 日	有
		〒 -	無

※ 人数が多数の場合はコピーして下さい。

※ 住所は修了証に記載しますので、事業所ではなく現住所を記入して下さい。

※ 弁当は500円です（お茶なし）。当日集金させていただきます。

※ 申込後の欠席の場合、テキスト代をご負担いただく場合があります。